

(DC1) 教育企画・人材育成委員会規則

平成17年7月22日	制 定
平成18年4月21日	一部改正
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃
2023年5月12日	〃

(目的)

第1条 教育企画・人材育成委員会（以下「委員会」という。）は、会員、土木技術者、土木系学生・生徒および児童ならびに土木系以外の生徒・学生を含む一般市民を対象としながら、中・長期的視点より社会基盤に関わる教育・学習全般の企画と実施について具体案を提言し、実行することを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は次の活動を行う。

- (1) 土木技術者の生涯教育・学習に関するグランドデザインに関すること
- (2) 土木系学生・生徒に対する専門教育・学習の調査と指針に関すること
- (3) 児童ならびに土木系以外の生徒・学生を含む一般市民までを対象とした社会基盤に係る教育・学習に関すること
- (4) 上記の3点に係る学会戦略に関すること
- (5) その他、教育企画および人材育成に関すること

(構成)

第3条 組織は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とで構成する。また、委員会は、必要に応じて期間を指定して小委員会等を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、幹事長1名、副幹事長1名および委員25名以内（うち委員兼幹事10名以内を含む）とする。また、必要に応じて委員会顧問を置くことができる。

3 役職者の業務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
- (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
- (4) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事会活動を補助する。
- (5) また、小委員会等には委員長を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、前任期の副委員長ならびに幹事長、副幹事長の中から互選する。
- (2) 副委員長ならびに幹事長、副幹事長は、委員の中からそれぞれ1名を委員長が選任する。
- (3) 委員は、会員の中から委員長が選任する。
- (4) 小委員会等の委員長は、委員の中から委員長が選任する。
- (5) 小委員会等の委員は、小委員会等の委員長が選任する。

2 委員等の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書もしくは電磁的方法を

もって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則

本規則に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会において協議し、部門会議に諮って決定するものとする。

附則 この内規は、平成16年6月1日から運用する。

附則（平成17年7月22日 理事会議決） この内規は、平成17年7月22日から施行する。

附則（平成18年4月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年4月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。

附則（2023年5月12日 理事会議決） この変更規則は、2023年5月12日から施行する。